

鹿角市公告第26号

(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施するので、次のとおり公告する。

平成23年4月22日

鹿角市長 児玉



記

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務

(2) 業務期間

平成23年7月中旬から平成24年1月末(予定)

2 参加資格

(1) 参加者は次のすべての要件を満たしていること。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から、建設コンサルタント業務(建築設計業務)に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④平成8年度以降に、下記の全ての施設の建築設計実績を有していること。
 - ア 延床面積500㎡以上の図書館
 - イ 客席500席以上の文化ホール
 - ウ 延床面積3,000㎡以上の複合文化施設※

※: 複合文化施設とは、劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、美術館、博物館、郷土資料館等のうち、2以上の施設・機能で構成された施設

- (2) 参加表明書の提出は、参加を表明する一級建築士事務所で1提案とする。
- (3) 参加表明書を提出できる者は本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。

3 手続等

(1) 担当部局（事務局）

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市総務部政策企画課政策推進班

TEL：0186-30-0292 FAX：0186-30-1122

E-mail：seisaku@city.kazuno.lg.jp

(2) プロポーザル実施要項その他資料の交付

実施要項及び関係資料の交付は、事務局の窓口及び鹿角市ホームページ上で行う。（実施要項及び各種申請書類は鹿角市ホームページからダウンロード可能。）郵送で請求する場合は、事務局宛に返信先を明記し、返信用切手390円を添えて郵送で請求すること。

鹿角市ホームページ <http://www.city.kazuno.akita.jp>

(3) プロポーザルに係る質問書の提出

提出期限 平成23年5月9日（月）午後5時まで

提出場所 上記（1）の事務局

提出方法 電子メール

回答 回答は一括してまとめ、平成23年5月12日（木）までに鹿角市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

提出期限 平成23年5月16日（月）午後5時まで

提出場所 上記（1）の事務局

提出方法 持参又は郵送（宅配可）

資格審査 資格要件等を確認し、平成23年5月19日（木）午後5時までに電子メール又はファクシミリで参加資格要件確認結果を通知する。

(5) 技術提案書の提出

提出期限 平成23年6月16日(木)午後5時まで
提出場所 上記(1)の事務局
提出方法 持参又は郵送(宅配可)

4 プロポーザル審査方式

本プロポーザルは2段階審査方式で実施する。

技術提案書の提出のあった者のなかから、1次審査(書類審査)により5者程度を選定する。1次審査で選定した者を対象に2次審査としてヒアリングを実施し、最終選考の上、最優秀及び優秀各1者を選定する。

(1) 1次審査 平成23年6月23日(木)(予定)

(2) 2次審査 平成23年6月30日(木)(予定)

5 プロポーザル審査方法

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、学識経験者を含めた審査委員会が行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、1次審査及び2次審査のそれぞれの参加者全員に文書で通知する。

6 最優秀者の取扱い

本プロポーザルの最優秀者に、基本設計業務を委託する予定とする。

最優秀者が契約締結を辞退した場合は、次点者(優秀者)と協議するものとする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「(仮称)鹿角市学習文化交流施設基本設計業務公募型プロポーザル実施要項」によるものとする。